

## 金山町有害鳥獣防護柵設置事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この事業は、有害鳥獣による農作物の被害を防止し、又は軽減するため、有害鳥獣防護柵を設置する世帯等（金山町に住所を有する世帯等）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、金山町補助金等の交付等に関する規則（平成3年規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14号法律第88号）第9条第1項に規定する許可対象となる鳥獣のうち、物の収穫量の低減、耕作地の荒廃、その他農作物の生産に対し悪影響を及ぼす野生動物をいう。
- (2) 耕作地 農作物を生産する土地及び施設をいう。
- (3) 追加設備設置 電気柵本体購入を伴わない一定額以上の支柱や電線等の設備（電池等の軽微な費用の消耗品は除く）を設置することをいう。

### (交付の区分、要件)

第3条 金山町有害鳥獣防護柵設置事業費補助金は、個人設置事業補助、団体等設置事業補助及び行政区設置事業補助に区分し、交付対象者及び交付の要件は次の表のとおりとする。

補助金の種別	交付対象者	交付の要件
個人設置事業補助	金山町に住所を有する世帯 （※世帯内で独立した農業経営体が複数ある場合は、各農業経営体）	有害鳥獣による被害を防止し、又は軽減するために、農産物の生産を行う耕作地に有害鳥獣防護柵を設置するとき。
団体等設置事業補助	1 金山町に住所を有する個人（同一世帯に属する者を除く。）3人以上により構成される団体の代表者 2 認定農業者 3 集落営農組織 4 農業法人	有害鳥獣による被害を防止し、又は軽減するために、農産物の生産を行う耕作地に有害鳥獣防護柵を設置するとき。（設置の計画についてあらかじめ担当課と相談したものに限り。）
行政区設置事業補助	行政区長	有害鳥獣による被害を防止し、又は軽減するために、農産物の生産を行う耕作地を含む行政区内の相当規模の面積について、行政区が主体となって一体的に有害鳥獣防護柵を設置するとき。（設置の計画についてあらかじめ担当課と相談したものに限り。）

2 補助金は、有害鳥獣防護柵設置に要した費用の額に補助率を乗じて算出するものとし、次の表の区分による。

補助金の種別	補助率	補助の限度額
個人設置事業補助	1 / 2	25,000円 (1台あたり) または 100,000円 (追加設備設置に限る)
団体等設置事業補助	2 / 3	300,000円
行政区設置事業補助	3 / 4	600,000円

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ金山町有害鳥獣防護柵設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 有害鳥獣防護柵設置事業の実施箇所がわかる図面
- (2) 設置した有害鳥獣防護柵の納品書、請求書及び領収書の写し
- (3) 団体等設置事業補助及び行政区設置事業補助の場合は事業計画書
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、個人設置事業補助については会計年度にかかわらず一人につき4台または追加設備設置については過去に交付を受けた交付額を合算して100,000円を上限とし、団体設置等事業補助及び行政区設置事業補助については1の会計年度に1回を上限とする。ただし、追加設備設置については過去に交付を受けたものに限る。火災、自然災害等のやむを得ない事情により設置した有害鳥獣防護柵を喪失した者については、その喪失した有害鳥獣防護柵に対する補助金については、申請がなかったものとして取り扱う。

3 補助金の交付を受けた者は、その交付の年度後5年間は同一箇所に設置する電気柵についてこの補助金の申請を行うことができない。ただし、第3条の表の限度額の項に定めるそれぞれの限度額ごとに、その限度額に達しない場合にあっては、その限度額に達するまでの額の補助金(追加設備設置費用を含む\_\_\_\_)については申請することができる。

(交付決定通知書)

第5条 規則第5条の補助金交付決定通知書は、様式第2号とする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書を添えて、町長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに金山町有害鳥獣防護柵設置事業実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 完成時の写真
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第7条 規則第14条の補助金等の額の確定通知は、金山町有害鳥獣防護柵設置事業費補助確定書(第4号様式)とする。

(補助金の概算払)

第8条 団体等設置事業補助又は行政区設置事業補助については、補助金の全部又は一部を概算払いで支払うことができるものとする。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、金山町有害鳥獣防護柵設置事業費補助金概算払請求書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。
- 3 補助金の概算払を行う場合においては、第4条第1項第2号または「設置する有害鳥獣防護柵の見積書」と、第6条第2項第1号は「設置した有害鳥獣防護柵の納品書、領収書及び写真」とそれぞれ読み替えるものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、補助金交付金確定通知を受け取った日から起算して10日までに金山町有害鳥獣防護柵設置事業補助金交付請求書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(少額等の補助金の交付手続)

第10条 金山町補助金の交付等の規則第20条に基づき、1件あたり5万円未満の補助金の交付については、第4条から第9条までの規定に関わらず、次条から第12条までの規定によりその手続きを簡略化することができる。

(少額等の補助金の交付申請)

第11条 前条の規定により交付申請する際は、第6条の実績報告は不要とし、次条の交付決定後、その申請は第9条の請求があったものとみなす。

- 2 前項の申請は交付申請書兼請求書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。
  - (1) 有害鳥獣防護柵設置事業の実施箇所がわかる図面
  - (2) 設置した有害鳥獣防護柵の納品書、請求書及び領収書の写し
  - (3) 団体等設置事業補助及び行政区設置事業補助の場合は事業計画書
  - (4) 完成時の写真
  - (5) その他町長が必要と認める書類

(少額等の補助金の交付決定通知)

第12条 町長は、前条の申請に基づく補助金の交付を決定したときは、第7条の補助金の額は確定したものとみなし、金山町有害鳥獣防護柵設置事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第8号)により通知する。

(補助金の返還)

第13条 補助金により取得した有害鳥獣防護柵について、補助金交付の年度から3年度以内に、正当な理由なく廃棄、破壊、転用、転売等を行い使用することができない状態とし

た者に対しては、町長はその補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。